

学校いじめ防止基本方針

和泉市立北池田中学校
令和8年4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、いじめは絶対に許さないという姿勢をもって全教職員で取り組む。また、いじめは大人の目につきにくい場所で目の届きにくい時間帯に行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくいことが多いという事実を知っておかなくてはならない。些細な兆候であっても、いじめではないかという慎重な姿勢を持って対応することが必要である。未然に防止する基本となるのは、教職員と生徒及び保護者との良好な関係と、教職員どうしの意思疎通と情報交換である。また、授業や行事等においても、生徒が主体となって参加し活躍する場を設定するとともに、自己有用感を育て、お互いを認め合える土台を作っていかなければならない。その取り組みが成果をあげているかは、日頃からの生徒や保護者及び教職員との意思疎通や情報交換で様子を把握するとともに、学校生活アンケートや生徒からの発信をもとに考察することとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して一定の人間関係にある者(※)が行う、心理的・物理的な攻撃(インターネットを通じて行われるものを含む)のことであり、すなわち、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外や期間の長短を問わない。具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

※「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人間関係のある者

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や苦痛を伴うことをされる。など

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

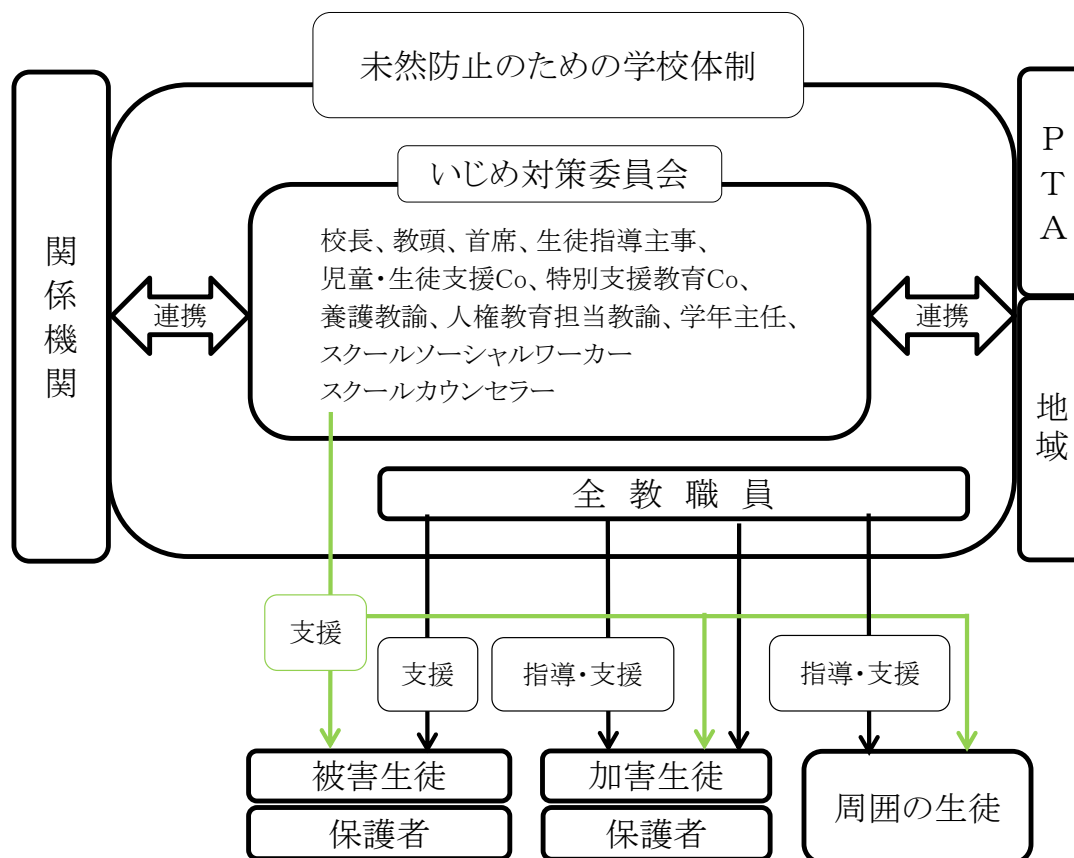
校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童・生徒支援Co、特別支援教育Co、養護教諭、
人権教育担当教諭、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定
- ・ いじめの未然防止の推進
- ・ いじめへの対応(疑い含む)
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修
- ・ 年間計画の企画と実施
- ・ 年間計画進捗の点検
- ・ 各取り組みの有効性の検証
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

第2章 いじめ防止

1 未然防止のための学校体制



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員どうして迅速な報告と情報共有、各学年教職員による対応の確認を行う。また、生徒に対しては、各学期に学校生活アンケート・教育相談・道徳・集会などにおいていじめは絶対に許されないということを伝える。
- (2) いじめに向かわない態度や能力を育成するために、自他の存在を認め合い尊重し合う態度を養うことや生徒が円滑に他者との意思疎通を図ることができる能力を育てる。また、意見が違っていてもお互いで建設的に解決する力や、自分の言動が周囲に与える影響を判断する力を育てる。授業や行事等においても、自己肯定感・自己有用感を持つことができるように、一人ひとりを大切にし、授業を行うなかで、生徒が意欲的に参加し、活躍できるように配慮することが必要である。また、他者との違いに対して適切に対処できる力を育むために、道徳や行事などを通して人権を学ぶ場を作っていく。
- (3) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うため、教職員を対象とした研修で人権感覚を養う機会を持つ。また、市全体での意見交流の場も活用する。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとしては、普段の学級活動を通して「生徒を認める・誉める」機会を増やし、生徒が主体的に活躍できる場をつくる。生徒自身がいじめについて考える機会を作るきっかけとして、道徳や集会などの場を活用し、全校生徒に対していじめは「しない・させない・許さない」ことを伝えていくことが必要である。

3 早期発見のためのチェックシート

いじめ防止のために、子どもたちの出す気になる兆候の例を以下に挙げる。以下の項目を参考に、子どもの様子を観察することが必要である。

(1) 家庭用チェックリスト

朝

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退が増えた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになった。

夕方

- ☐ 携帯電話やメールなどの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。

夜(就寝前)

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友だちの話題がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

夜間(就寝後)

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

(2) 学校用チェックリスト

- ☐ 欠席・遅刻・早退が多くなった。
- ☐ あいさつの声が小さかったり、あいさつをしなくなったりした。
- ☐ 制服が汚れていたり、破れていることが多くなった。
- ☐ 保健室を利用することが多くなった。
- ☐ 目を合わせて話さなくなった。
- ☐ 授業中の発表を笑われたりからかわれたりするようになった。
- ☐ 班や集団をつくるときに孤立するようになった。
- ☐ 持ち物を無くしたり、破損したり、落書きが見受けられることが多くなった。
- ☐ 特定の相手に必要以上に気を遣うようになった。
- ☐ 特異なあだ名で呼ばれることが多くなった。
- ☐ 教室で独りで居ることが多くなった。
- ☐ 給食の食べ残しが多くなった。
- ☐ 当番活動の準備や片付けを押し付けられるようになった。
- ☐ 下校時刻になっても独りで学校に残るようになった。
- ☐ 急激な成績の低下が見られるようになった。

(3) 教師用チェックリスト

- ☐ 規律正しく、主体的に取り組まれる授業を行うよう努めている。
- ☐ 全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている。

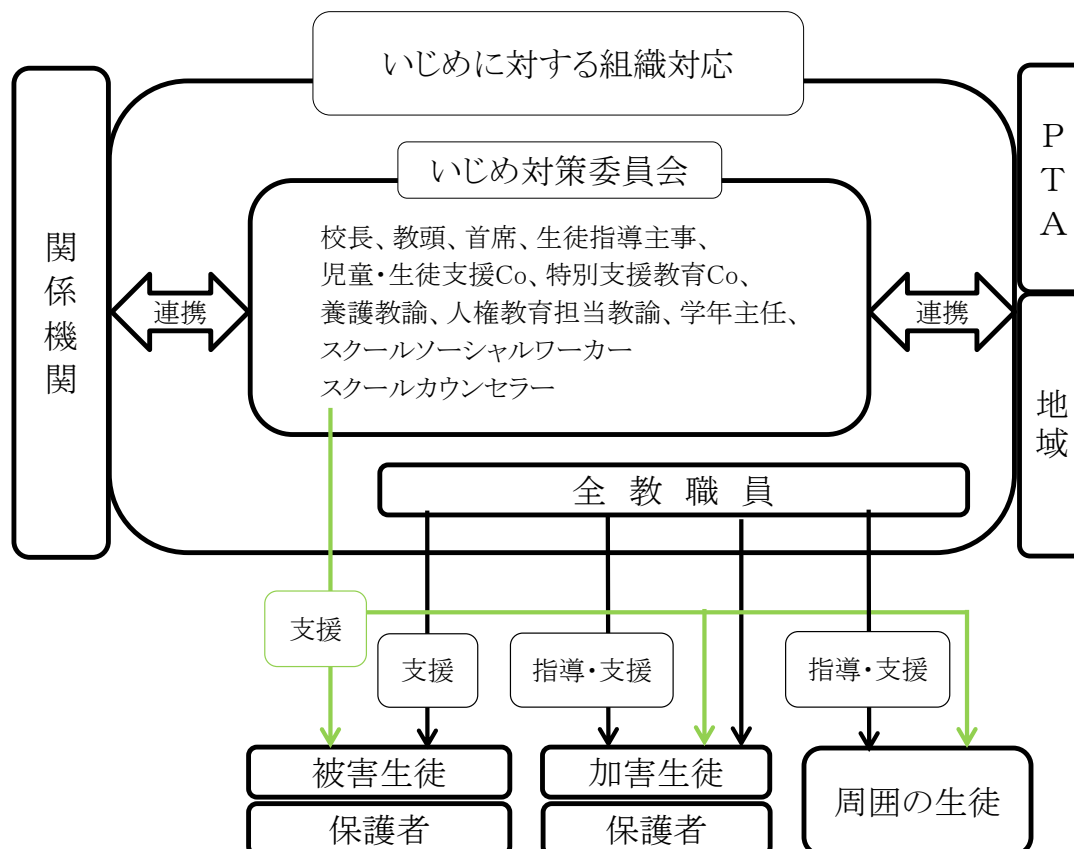
- 互いの良さや違いを認め合う集団作りに努めている。
- 生徒理解や人間関係の把握に努めている。
- 出来る限り生徒一人ひとりと話すよう心がけている。
- 生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員で共通して取り組んでいる。
- 生徒の言葉遣いが不適切な場合(特に「ウザい」「キモい」「死ね」など)には、その場で注意・指導するよう努めている。
- 教職員の不適切な認識や言動などが生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることにならないよう、細心の注意を払っている。
- いじめの認知の視点について、教職員間で確認している。
- 日常から生徒の実態把握に努めている。
- いじめの疑いや気になる兆候が見られた場合には、校内で情報共有している。
- 被害生徒や情報提供生徒を守り通すことを前提に、組織的に迅速に対応するよう努めている。
- 加害生徒への指導については毅然と指導するとともに、その背景などにも寄り添い、根本からの解決や改善になるよう努めている。

第3章 いじめへの対応

1 基本的な考え方

教育相談や生徒とのコミュニケーションを通して、学年や学級、部活等で悩んでいる生徒の情報を得られるように努める。また、平素より保護者とも、生徒の様子や気になる変化等の情報を交換し合う。毎学期末には、各学年で対策会議を実施する。学年教職員から気になる生徒の事案を出し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を取り合う。

2 いじめに対する組織対応



3 いじめの早期発見のための措置

実態把握の方法として、学期ごとにアンケートを実施し、教育相談を行う。また日常の観察として、学級日誌等を活用し学級の様子を知るよう努める。保護者と連携して生徒を見守るためには、生徒の変化に対し、保護者と情報を共有していくように努める。保護者からも気になることがあれば、情報提供を行うよう求める。学校全体として生徒及び保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、管理職、首席、生徒指導主事等が、相談しやすい雰囲気作りに努める。

4 いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめを発見した場合には、その場でその行為をやめさせ、迅速に背景を含めた事実関係を把握する。いじめの疑いのある行為に対しては、的確な関わりを持つことが必要で、被害生徒や事実を知らせてきた生徒の安全を確保することを徹底する。発見あるいは通報を受けた教職員は、一人で抱え込まずに、すぐに学年や組織に報告する。その後は学級や学年を中心に速やかに事実確認を行うとともに指導を行い、結果を学年や組織に報告し、被害生徒及び加害生徒の保護者に連絡する。いじめを認知したが、解決が困難な場合や、内容が悪質な場合には、管理職に相談のうえ所轄警察署に相談する。

5 被害生徒またはその保護者への支援

教職員は被害生徒からの聴き取りを行いつつ、被害生徒の不安感を取り除いて安心感を高めるように留意する。その際、いじめられる側にも責任があるというような考えがあってはならない。発覚したときは学校で対応するとともに、家庭訪問等でその日のうちに保護者と連絡を取る。生徒や保護者には、秘密を守ることを伝え、複数の教職員の協力のもと、見守りと安全を確保する。

いじめが解決したと思われる場合においても、継続して十分な注意を払い、学力保障を含めたさまざまな支援を行うことが必要である。

6 加害生徒への指導またはその保護者への助言

加害生徒に事実確認を行い、事実であれば複数教職員で連携し、いじめをやめさせるとともに再発を防止する措置をとる。加害生徒の保護者への連絡は迅速に行い、事実に対する保護者の理解や納得を得られた上で、学校と保護者が以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、継続的な指導及び助言を行う。加害生徒への指導については、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、背景にも目を向け、安心・安全と健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、必要があれば、警察等の外部機関との連携を行う。

7 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえいじめをやめさせることができなかったとしても、誰かに知らせる勇気と判断を持つように伝える。また、いじめに同調していた生徒に対しても、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させなければならない。いじめは絶対に許される行為ではなく、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒への謝罪で終わるものではなく、当事者及び周囲の生徒との関係修復を経て、その集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを持って判断されるべきである。お互いが集団の一員として尊重し、認め合う関係を構築できるようにしなくてはならない。

8 ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、直ちに削除する等の迅速な対応を図るとともに、人権侵害等があった場合や、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察に通報し、連携して対応していく。

学校における情報モラル教育を推進し、教職員の指導力の向上を図るとともに、保護者への啓発に努める。

第4章 年間計画

1 校内年間指導計画

月	1年生	2年生	3年生	学校全体
4月	相談窓口の周知 学級活動(道徳等) 教育相談	相談窓口の周知 学級活動(道徳等) 教育相談	相談窓口の周知 学級活動(道徳等) 教育相談	第1回いじめ対策委員会 (年間計画の確認等)
5月	家庭訪問 着こなしセミナー 学校生活アンケート	家庭訪問 教育相談 学校生活アンケート	家庭訪問 教育相談 学校生活アンケート	第1回教職員生徒指導研修 教職員人権教育研修授業 情報モラル教育
6月	社会性測定用尺度	社会性測定用尺度	社会性測定用尺度 修学旅行取り組み	交通安全教室
7月	学期末懇談会 薬物乱用防止教室	学期末懇談会 薬物乱用防止教室	学期末懇談会 薬物乱用防止教室	教職員支援教育研修 第2回いじめ対策委員会 (途中経過確認等) 不登校対策委員会 教職員人権教育研修
8月	教育相談	教育相談	教育相談	第2回教職員生徒指導研修
9月	合唱コンクール取り組み	合唱コンクール取り組み	合唱コンクール取り組み	
10月	学年集会 体育大会取り組み	学年集会 体育大会取り組み	学年集会 体育大会取り組み	
11月	教育相談 学校生活アンケート 社会性測定用尺度	教育相談 学校生活アンケート 社会性測定用尺度	教育相談 学校生活アンケート 社会性測定用尺度	第3回教職員生徒指導研修
12月	学期末懇談会 犯罪防止教室	学期末懇談会 犯罪防止教室	学期末懇談会 犯罪防止教室	第3回いじめ対策委員会 (途中経過確認等) 不登校対策委員会
1月	教育相談 パラキャン	教育相談	教育相談 進路懇談	
2月	学校生活アンケート 社会性測定用尺度 いじめ防止教室	学校生活アンケート 社会性測定用尺度	学校生活アンケート 社会性測定用尺度	不登校対策委員会
3月	学期末懇談会	学期末懇談会	卒業式の取り組み	第4回いじめ対策委員会 (今年度の分析と反省)

※学級活動(道徳)は毎回の授業で取り組む予定

2 各取り組みの有効性の検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、年4回、各学期の終わり頃に検討会議を開催し、取り組みの確認と検討、いじめの対処がうまくいかなかった事象の検証などを行う。また、その結果を職員会議の場で連絡し、全教職員と共有する。

3 学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめ対策委員会は、年度末に検討会議を開催し、上記の確認に加えて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。また、その結果を職員会議の場で連絡し、全教職員と共有する。

第5章 重大事態への対処

以降のチャートをもとに行うこととする。

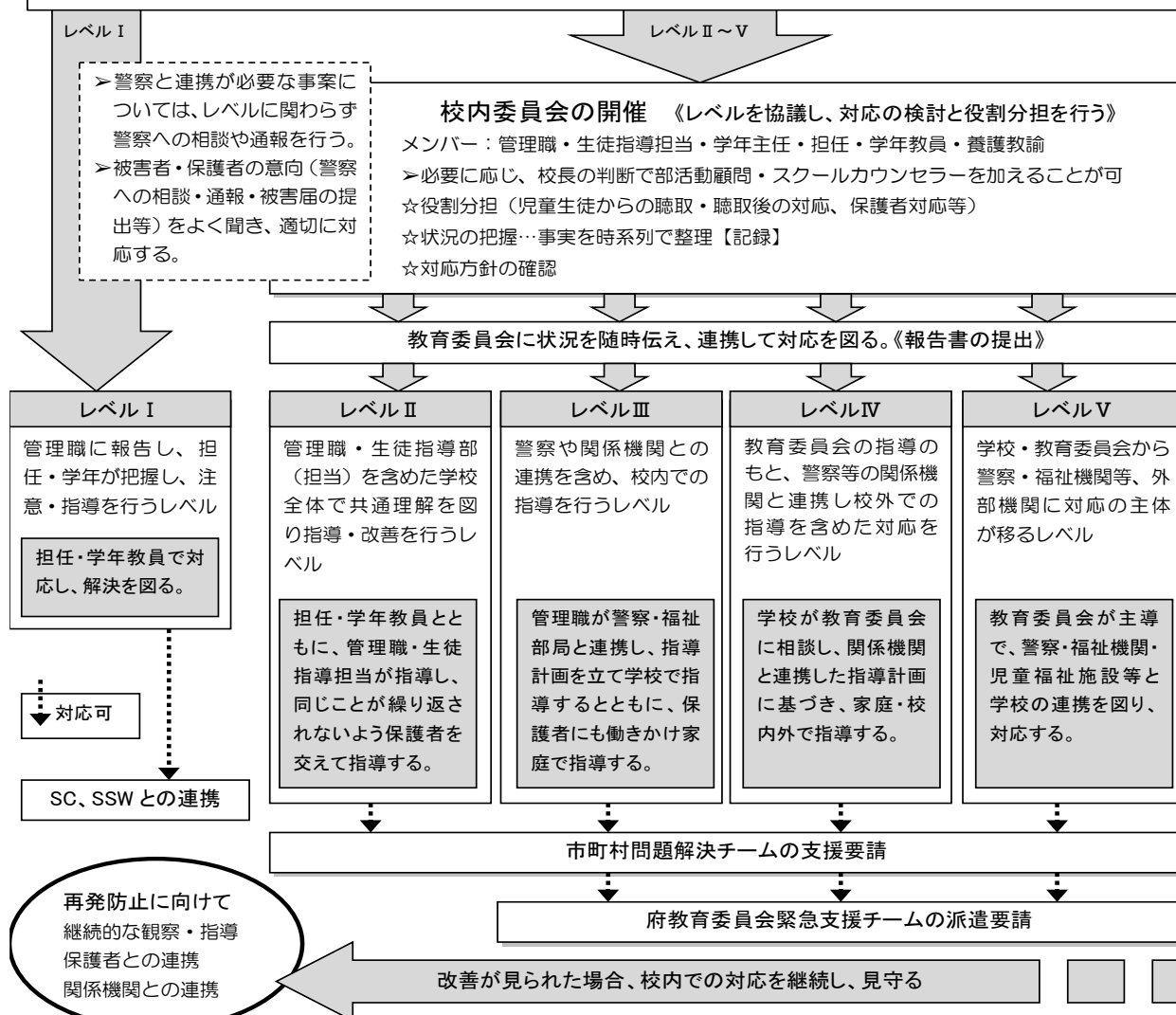
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髮違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないよう注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
 ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
 ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
 ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
 ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
 □暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
 ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等
 ※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
 ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
 ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置（小学校に派遣）しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請